

(2) マンション建替え事業に係る税制上の特例措置の創設

今後老朽化したマンションが増加していくことに対応して、居住環境の良好なマンションへの建替えの円滑化を図るため、マンションの建替組合（仮称）が行う建替え事業について、以下の特例措置を創設する。

マンション建替えに係る税制の特例

マンション建替組合に対する特例

- ①法人税：事業所得に係る課税の特例
- ②消費税：申告期限の特例等
- ③事業税、事業所税：非収益事業所得に係る課税の特例

マンション建替えに伴う権利の移行に係る特例

- ①法人税、所得税：従前資産の譲渡に係る課税の特例
- ②登録免許税：建替え事業に必要な登記に係る課税の特例
- ③不動産取得税、特別土地保有税：課税標準の特例
- ④事業所税：新增設分に係る課税の特例



マンション建替え



組合に買い取られて転出する者に対する特例

- ①法人税、所得税、住民税：軽減税率等
- ②不動産取得税、特別土地保有税、事業所税：課税標準の特例

○新制度のイメージ

区分所有法による建替え決議



マンション建替組合の設立



・組合の運営ルールの設定、法人格の付与 等

権利の円滑な移行のための計画の作成



・抵当権等の再建建物等への円滑な移行の確保

建 替 え 工 事 の 実 施



- ・借家人等の居住の安定のための措置
- ・建替えに対する助成（補助・融資・税制等）

再 建 建 物 へ の 入 居